



投票は午前7時から
午後8時まで



4月6日は京都府知事選挙です

投票 4月6日(日)

午前7時～午後8時まで

開票 午後8時45分から

市文化センター・小ホール

任期満了(4月15日)に伴う「京都府知事選挙」が3月20日に告示され、4月6日に行われます。当日は、午前7時から午後8時まで市内24カ所で投票所を開設します。私たちの代表を決める大切な選挙です。棄権せず大切な一票を生かしましょう。

八幡市で 投票ができる人は

- 京都府知事選挙に八幡市で投票できる人は、次の条件をすべて満たしている人です。
- ①日本国民
 - ②平成25年12月19日以前に八幡市に住民登録をし、現在に至っている人
 - ③平成26年4月7日以前に生まれた人

市内転居の場合は 注意

市内で住所変更された場合は、届け出日によって投票所が変わります。

【今年3月10日までに届け出した場合】

新しい住所での投票所で投票していただくこととなります。

【今年3月11日以降に届け出した場合】

転居前の住所で選挙人名簿が作成されていますので、旧住所地で投票していただくこととなります。

この場合「投票所入場券」が届かないことがありますので、市選挙管理委員会で選挙

人名簿への登録の有無を確認し、投票日当日、投票所で投票所入場券の交付を受けてください。

また転出された人でも、転出後一定期間(原則的に4カ月間)は、市の選挙人名簿に登録されています。京都府内の市町村へ転出された人は、八幡市で投票することができ

る可能性があります。これらの人へは、「投票所入場券」に代え「投票のお知らせ」のハガキを送付します。そのハガキに投票方法を記載していただきます。

府内の市町村から
転入者の特例

平成25年12月20日以降に、京都府内の市町村から八幡市に転入し、住民登録をされた人でも、前住所地の選挙人名簿に登録されている場合には、その市町村の投票所で投票することが出来ます。

この場合、八幡市役所の市民課で「居住証明書」(無料)の交付を受け、前住所地の投票所に提出してください。

なお、事前に前住所地の選挙人名簿に登録されているこ

とを確認しておいてください。

前住所地が遠方の場合、不在者投票の手続きをして投票することが出来ますが、手続きに時間を要しますので、該当される人は、なるべく早く、前住所地の選挙管理委員会へお問い合わせください。

郵便により 投票ができる人

身体障がいのある人(戦傷病者を含む)または常時介護を必要とする人には、不在者投票の特例として「郵便による投票制度」があります。この方法で投票ができる人は、市の選挙人名簿に登録されている人で、身体障害者手帳が戦傷病者手帳の交付を受け、次の要件に該当する人または介護保険の被保険者証に要介護5として記載されている人です。

- ①両下肢もしくは体幹の障がいの程度が1級から3級の人
- ②1級(特別項症)または2級(第2項症)の人
- ③心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がいの程度が1級(特別項症)から3級(第3項症)の人
- ④3級(第3項症)の人

③免疫もしくは肝臓の障がいの程度が1級から3級の人

④前項の①から③の障がいのある人で、障がいの程度が明確でないときは、京都府知事が①から③の障がいと同程度と認めた場合

【郵便による投票手続き】

▼郵便投票証明書の交付を受けている場合：市選挙管理委員会事務局に投票用紙請求書を備えていますので、郵便投票証明書を添付して請求にお越しくください。郵送でも代理人

点字や代理投票は 係員へ

投票のとき、目の不自由な人は「点字」による投票ができます。

候補者の名前を自分で記入できない人の場合は、投票所の係員が本人から直接お聞きして、候補者の名前を投票用紙に記載する「代理投票制度」があります。

秘密は厳守しますので、投票所の係員に、お気軽に申し出てください。

期日前投票を ご利用ください

3月21日(金・祝)～4月5日(土)
午前8時30分～午後8時
市役所1階西側・警備員室前



期日前投票は、投票所と同じように、投票用紙を直接投票箱に投かんする制度です。4月6日の投票日に①②の理由で投票できない人は利用してください。土・日・祝日も受け付けします。投票所入場券を持参ください(印かんは不要)。

- ①当日仕事等がある人(仕事場が投票区域内でもかまいません。冠婚葬祭に出席される場合も、これに該当します)
- ②当日レジャーや買い物など私用で投票区域外へ出かける人

※病院等の不在者投票施設や所在地の選挙管理委員会で投票する不在者投票は今までもあります。

★投票所入場券の裏面を宣誓書兼請求書にしています。期日前投票をされる場合にご利用いただけます。記入されている場合は、直接受付にお渡しください。

投票所入場券を忘れずに

お持ち 郵便はがき

山形八幡郵便局
〒980-0801
選挙事務

京都府知事選挙投票所入場券

投票日時	平成 年 月 日
投票所	午前 時～午後 時
投票区	区 町 丁目
氏名	姓 名

住所

〒 市 区 町 丁目 番 号

A0220100008190729A

あなたの投票所は「投票所入場券」に記載してあります。あらかじめご確認ください。

市は、事前にハガキの「投票所入場券」を有権者の皆様に郵送します。投票日には投票所入場券を忘れずにお持ちください。

投票所では時間短縮のため、投票所入場券のバーコードを読み込み、パソコンで受け付けをします。投票所入場券は折り曲げずに持参ください。

▼投票所入場券が3月25日になっても

期日前投票宣言書兼請求書

私は、平成26年4月6日執行の京都府知事選挙の当日、下記の事由に該当する見込みです。
 *該当するいずれかの口に✓を付けてください。
 *がある場合は氏名を具体的に記載してください。

1	日本又は親族の冠婚葬祭	に投票
2	1以外の用事又は事故のため、次に外出・旅行・滞在 <input type="checkbox"/> 八幡市以外 <input type="checkbox"/> 八幡市内	
3	<input type="checkbox"/> 疾病、負傷、出産、身体障がい等のため歩行困難 <input type="checkbox"/> 就業施設等に投票	
5	<input type="checkbox"/> 住所移動のため、八幡市以外に居住 <small>上記は事実であることを書き、投票用紙の交付を請求します。</small>	

平成 26 年 月 日
八幡市選挙管理委員会 係 長

氏名 姓 名 年 月 日
住所

裏面記載の住所と同じ
裏面記載の住所と異なる場合は記載してください。

八幡市選挙管理委員会
電話 983-1111(代)

投票日絶対行くぞと気合入れ



選挙公報を配布します

「選挙公報」は、選挙で候補者を選ぶときの大切な資料です。投票日の2日前（4月4日）までに各家庭にお届けします。

投票日の2日前になっても届かない場合は、市選挙管理委員会へ問い合わせください。

あなたの投票所はこちらです

第1投票所 至京阪八幡市駅 山城八幡郵便局 志水公民館 八幡警察署 八幡中央病院 至正法寺 至男山団地	第2投票所 大谷川 スーパー 二区公会堂 八幡図書館 八幡小学校	第3投票所 八幡市駅 山柴公民館 石清水八幡宮 石清水千郵便局 大谷川	第4投票所 橋本公民館 四区公会堂
第5投票所 府道八幡木津線 川口コミュニティセンター 至国道1号	第6投票所 府道長尾八幡線 八幡人権・交流センター 中央小学校	第7投票所 上区公会堂 花明寺 ガソリンスタンド 至京田辺市	第8投票所 やわた流れ橋交流プラザ 市民体育館 至京田辺市
第9投票所 至下奈良 みやこ保育園 都児童センター体育館 有都交流センター 至川口 西光寺 防賀川	第10投票所 至上奈良 内里公会堂 祝王寺 祝西方寺 至国道1号	第11投票所 戸津公会堂 祝浄音寺 至国道1号	第12投票所 美濃山公会堂 美濃山グリーンタウン集会所 歯科医院 ガソリンスタンド 至美濃山本郷
第13投票所 至滝 宇治川 京都第二外環状道路 長町南集会所 至野村 府立消防学校	第14投票所 至松花堂 男山病院 男山第二中学校 くすのき小学校 幼稚園 幼保園 至国道1号	第15投票所 至松花堂 男山病院 男山第二中学校 くすのき小学校 幼稚園 幼保園 至国道1号	第16投票所 至さくら 中央センター集会所 男山公民館 至くすのき
第17投票所 至八幡市役所 足立寺南公園 男山第三中学校 至さくら公園 至さくら公園	第18投票所 至橋本 橋本小学校 橋本児童センター 至枚方市 至洞ヶ峠	第19投票所 至京阪八幡市駅 くすのき保育園 石清水千郵便局 至八幡市役所	第20投票所 至国道1号 男山第二中学校 旧八幡第四小学校 八幡第四幼稚園 めじろ児童公園 至国道1号
第21投票所 くすのき小学校 くすのき公園 至さくら公園 至国道1号	第22投票所 至中央センター 柿ヶ谷集会所 あひる児童公園 至枚方市	第23投票所 松花堂 コミュニティセンター月愛 至南山	第24投票所 至国道1号 美濃山コミュニティセンター 美濃山公会堂 美濃山文香 至美濃山

京都府知事の任期満了による選挙が執行されます。



市選挙管理委員会
委員長
森井光男

まず投票 みんなで選んで 良い社会

選挙制度は民主主義の根幹であり、多くの人が投票に参加することは政治参加の第一歩、とても大切なことです。

棄権は国民の権利を放棄することになります。

明るい京都のために、あなたの貴重な一票を投じましょう。

すべての有権者の皆さんを投票所でお待ちしています。



投票所設置場所一覧

投票区	投票所（設置場所）	対象地域
1	志水公民館	一区（一部）
2	二区公会堂	二区（双栗含む）
3	山柴公民館	三区（一部）
4	橋本公民館	橋本（一部）
5	川口コミュニティセンター	川口（高原を除く）・八幡（番賀・小西）
6	八幡人権・交流センター	六区
7	上区公会堂	上区
8	やわた流れ橋交流プラザ	中区
9	都児童センター体育館	下区
10	内里公会堂	内里
11	戸津公会堂	戸津（一部）
12	美濃山公会堂	美濃山・戸津（一部）・八幡（御幸谷の一部）
13	長町南集会所	八幡（長町・樋ノ口）・川口（高原）
14	くすのき小学校	男山（金振・竹園の一部）
15	男山第二中学校	男山（石城・弓岡）
16	中央センター集会所	男山（八望・泉）
17	男山第三中学校	男山（美桜・長沢・笹谷・雄徳・指月）
18	橋本小学校	橋本（一部）・西山
19	くすのき保育園	三区（一部）・石清水ビューハイツ含む
20	（旧）八幡第四小学校	男山（吉井・松里）・八幡（安居塚・中ノ山・南山・備前・長谷の一部・福祿谷の一部）
21	南センター集会所	男山（香呂・竹園の一部）
22	柿ヶ谷集会所	八幡（柿ヶ谷・長谷の一部・福祿谷の一部）
23	コミュニティセンター月愛	八幡（月夜田・山田・砂田・武蔵芝・久保田・水珀・一ノ坪・御幸谷の一部）
24	美濃山コミュニティセンター	欽明台・岩田大谷・内里大谷

選挙に関する問い合わせ

八幡市選挙管理委員会（市役所2階）

☎983-5635（直）

☎983-1111（代）